

令和7（2025）年度 上三川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	30,748人	千円 12,590,936	千円 973,573	千円 1,717,323	% 13.6	% 12.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

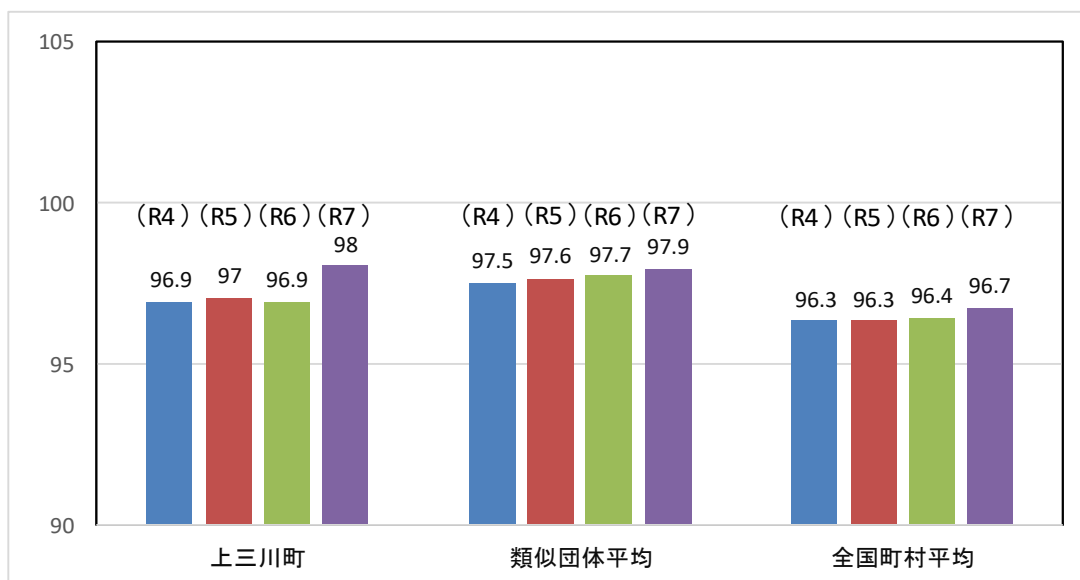
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	慰・勲当	計 B		
令和6年度	187人	千円 697,301	千円 105,166	千円 277,315	千円 1,079,782	千円 5,774	千円 6,010

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員が含まれており、会計年度任用職員は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

なし

(4) 給与改定の状況

上三川町では人事委員会を設置していないため、人事院の勧告に準じた給与改定を実施している。

ア 月例給 3.62% (国と同様)

イ 特別給 (期末・勤勉手当) 4.65月 (国と同様)

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表 (一) において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引き上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施

実施内容 (実施 (実施予定) 時期、具体的な実施内容 (未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 行政職の給料表について、国の見直しの内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりを解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準2%に対し、上三川町においては3%を支給

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は3%、令和8年4月1日は4%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同基準による支給割合	0%	2%	4%
上三川町の支給割合	0%	3%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上三川町	39.5歳	311,500円	367,534円	341,242円
栃木県	42.3歳	328,433円	402,719円	350,274円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	40.8歳	318,509円	386,712円	352,532円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
上三川町	62.1歳	3人	227,500円	260,200円	234,300円	—	—	—	—
うち自動車運転手	62.1歳	3人	227,500円	260,200円	234,300円	乗用自動車運転手	65.1歳	217,400円	1.197
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木県	53.2歳	210人	291,488円	328,214円	301,085円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	50.8歳	7人	277,896円	301,857円	291,148円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
上三川町	3,845,100円	—	—
うち自動車運転手	3,845,100円	2,770,300円	1.39
その他	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種の職員基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 技能労務職の表における注意点
- ア 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和元年度から令和3年度の3カ年平均)
- イ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ウ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- 4 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人から2人の場合はアスタリスク(*)とし、3人から4人の場合は「5人未満」と記載している。(その他、数値の無い欄については、全てハイフン(-)としている。)

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		上三川町	栃木県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高校卒	188,000円	194,500円	188,000円
技能労務職	高校卒	227,700円 ※技能職（運転手等）	192,500円	—
	—	185,700円 ※労務職（用務員等）	—	—

※上三川町では、技能職（運転手等）と労務職（用務員等）で区分されている。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	274,410円	— 円	372,120円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

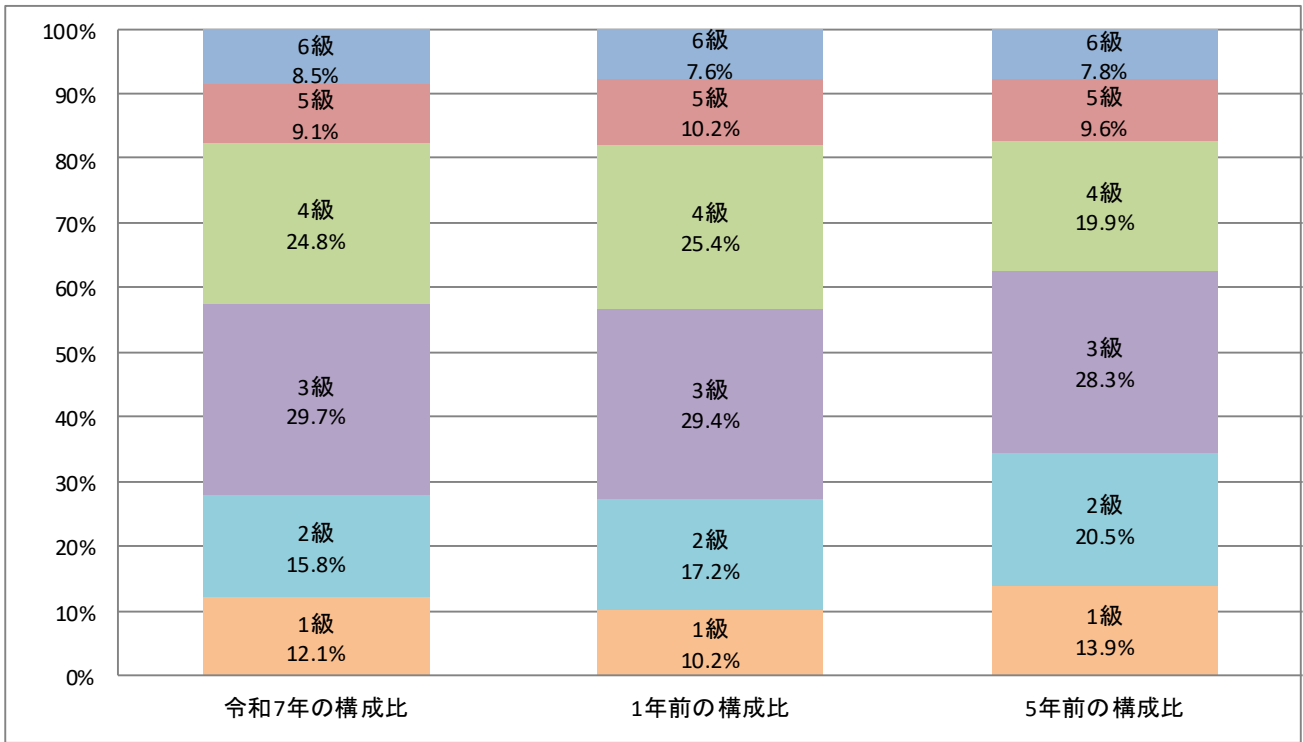
(注) 該当者がいない又は1名の場合は—で記載。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

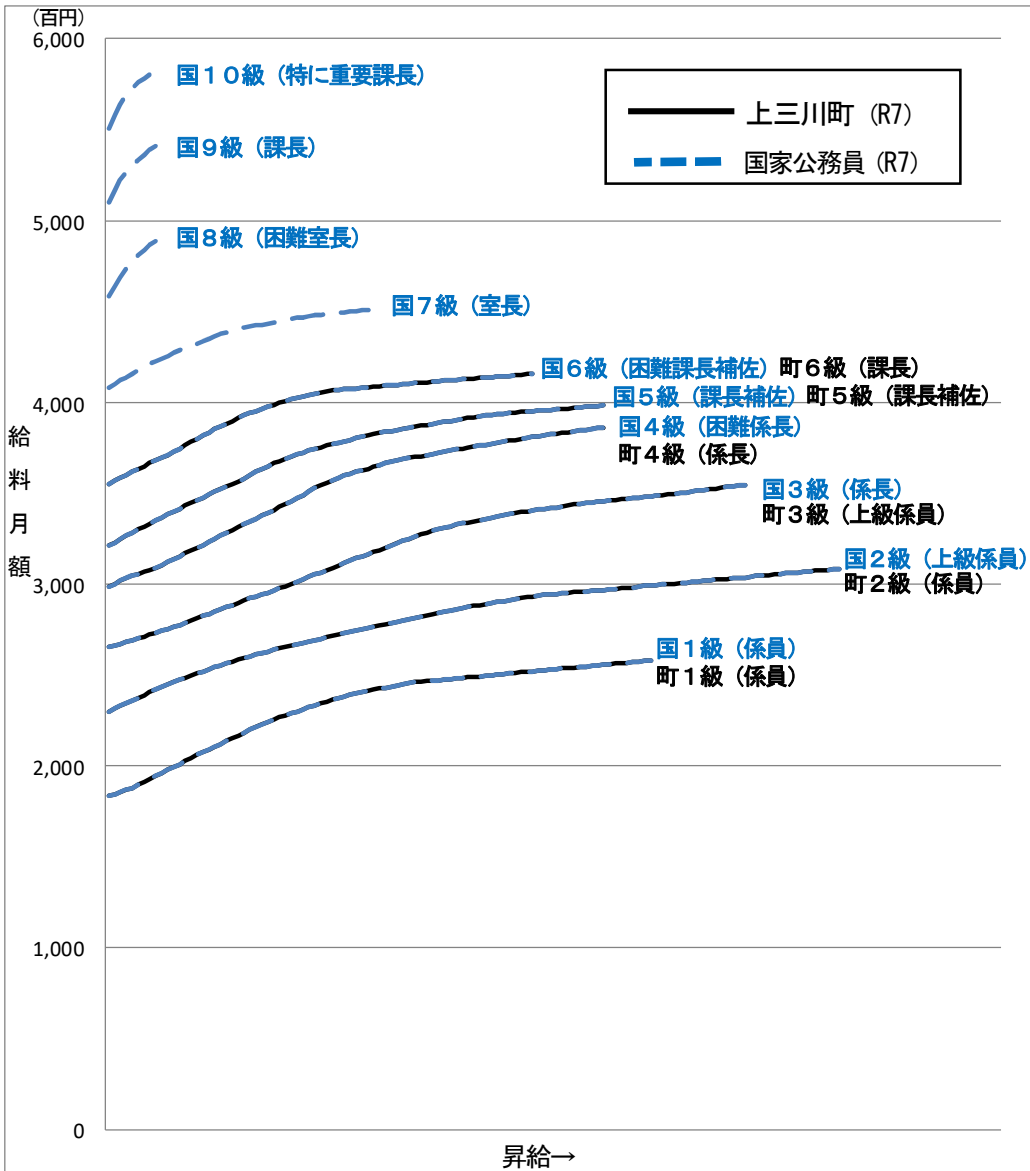
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師・主事補・技師補	20 人	12.1 %	183,500 円	258,100 円
2 級	困難な業務を分掌する主事・技師	26 人	15.8 %	230,000 円	308,500 円
3 級	主査	49 人	29.7 %	265,300 円	354,700 円
4 級	係長・副主幹・統括主査	41 人	24.8 %	298,800 円	386,100 円
5 級	課長補佐・主幹・困難な業務を分掌する副主幹	15 人	9.1 %	321,300 円	398,200 円
6 級	会計管理者・課長・室長・事務局長	14 人	8.5 %	355,200 円	415,700 円

- (注) 1 上三川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（上三川町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上三川町	栃木県	国
(令和6年度) 1人当たり平均支給額 1,494千円	(令和6年度) 1人当たり平均支給額 1,777千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（上三川町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施した	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

上三川町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%) (退職時特別昇給 なし)			・定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)		
1人当たり平均支給額 13,441千円 17,281千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0円	
支給職員1人当たり平均支給額（令和6年度決算）		0円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
栃木県	3%	203人	2%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由		地域手当は地域間格差の事情等に応じて調整することを趣旨とした手当であることから、国基準だけでなく、近隣市町の状況も考慮したため。	

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		33,480円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		8,370円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）		1.97%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病若しくは伝染病菌の附着又は附着の危険がある物件の処理作業に従事	0円	-
災害応急作業等手当	災害箇所における応急作業等に従事する職員	異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又は周辺において、応急作業等に従事	33,480円	1,080円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	52,775千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	312千円
支給実績(令和5年度決算)	47,451千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	278千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度実績）	支給職員1人当たり 平均支給年額*
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・扶養親族である配偶者 3,000円 ・子ども1人につき 11,500円 ・親など1人につき 6,500円 ○加算措置 ・満16歳到達年度の4月から満22歳到達後の3月までの子1人につき、5,000円を加算	同	-	千円 15,229	千円 231
住居手当	○借家の場合 ・家賃27,000円以下 家賃額-16,000円 ・家賃27,000円超から61,000円以下 (家賃額-27,000円) × 1/2+11,000円 ・家賃61,000円超 28,000円	同	-	千円 10,500	千円 309
通勤手当	交通機関利用： 新幹線鉄道等の特別料金を除き、実費相当分を支給 交通用具利用： 距離に応じ2,000円～24,500円を支給	異	通勤距離60km以上 又は通勤時間が90分以上である場合、運賃等相当額が150,000円以下について	千円 11,410	千円 68

			ては運賃相当額（新幹線鉄道等特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給）		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	—	—	17,951 千円	528 千円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に勤務回数に応じて支給：4,800円	異	国支給額 4,200円	1,171 千円	4.8 千円
管理職員特別勤務手当	週休日等及び平日深夜に勤務した管理職員に支給：4,000円～8,000円	異	職の区分及び支給額	0 千円	0 千円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	町 長	780,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 町 長	620,000円	939,000 円 / 430,000 円 738,000 円 / 570,900 円
報酬	議 長	365,000円	445,000 円 / 271,000 円
	副 議 長	295,000円	375,000 円 / 217,000 円
	議 員	270,000円	344,000 円 / 202,000 円
期末手当	町 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
	副 町 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×42/100	(1期の手当額) 15,725千円
	副 町 長	給料月額×在職月数×25/100	7,440千円
	備 考		(支給時期) 任期满了時 任期满了時

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

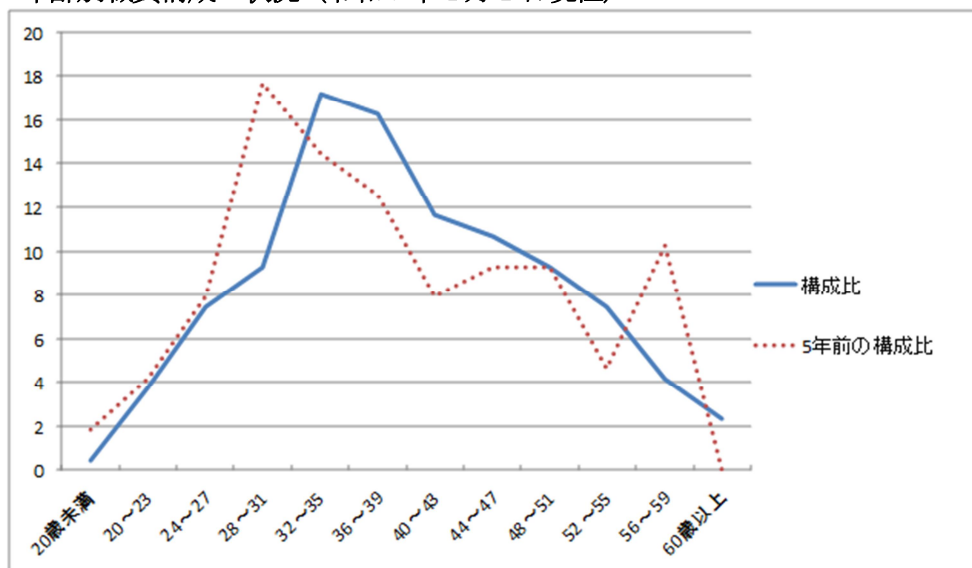
部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	業務合理化による職員の増 業務合理化による職員の増 業務合理化による職員の増 業務合理化による職員の増 業務合理化による職員の増 業務合理化による職員の減 業務合理化による職員の減
		総務	55	58	3	
		税務	15	16	1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	14	15	1	
		商工	8	9	1	
		土木	21	20	△1	
		民生	23	23	0	
		衛生	23	23	0	
		小 計	162	167	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.31人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 61.83人)
	教育部門	25	22	△3	業務合理化による職員の減	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	187	189	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.47人	

					(類似団体の人口1万人当たりの職員数 77.23人)
公 営 企 業 等 部 門	水道	7	7	0	業務合理化による職員の減
	下水道	6	6	0	
	その他	14	13	△1	
	小 計	27	26	△1	
	合 計	214 [240]	215 [240]	1	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	8人	16人	20人	37人	35人	25人	23人	20人	16人	9人	5人	215人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	160	159	155	157	162	167	7(4.4%)
教育	28	29	30	26	23	22	△6(△21.4%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0.0%)
普通会計	188	188	185	183	187	189	1(0.5%)
公営企業等会計	27	27	28	27	27	26	△1(△3.7%)
総合計	215	215	213	210	214	215	0(0.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和6年度	千円 526,494	千円 28,463	千円 18,780	% 3.6	% 3.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 19,122 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与 費
		給 料	職員手当	貅・黽档	計 B		
令和6年度	人 7	千円 24,512	千円 3,043	千円 10,244	千円 37,779	千円 5,360	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上三川町	36.0 歳	305,278 円	453,608 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上 三 川 町	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,436千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,593千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

上三川町			団体平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)		
(退職時特別昇給 制度なし)			(退職時特別昇給 制度なし)		
1人当たり平均支給額 該当者なし			1人当たり平均支給額 7,847千円		

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0円	
支給職員1人当たり平均支給額（令和6年度決算）		0円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
栃木県	3%	7人	3%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	1,018千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	169千円
支給実績(令和5年度決算)	689千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	115千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異動	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支 給年額(令和6年度決算)
扶養手当	4職員の手当の状況 (6) その他の手当参照	同じ		1,236千円	247千円
住居手当		同じ		0千円	0千円
通勤手他		同じ		369千円	53千円
管理職手当		同じ		415千円	415千円
宿日直手当		同じ		0千円	0千円
管理職員 特別勤務手当		同じ		6千円	6千円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和6年度	千円 856,729	千円 28,396	千円 18,064	% 2.1	% 2.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 10,417 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与 費
		給 料	職員手当	躰・躰積	計 B		
令和6年度	人 5	千円 20,417	千円 1,679	千円 6,385	千円 28,481	千円 5,696	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上三川町	39.6 歳	338,186 円	519,524 円
団体平均	44.5 歳	342,377 円	516,175 円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上 三 川 町	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,635千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,562千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

上三川町			団体平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)		
(退職時特別昇給 制度なし)			(退職時特別昇給 制度なし)		
1人当たり平均支給額 該当者なし			1人当たり平均支給額 6,120千円		

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0円	
支給職員1人当たり平均支給額（令和6年度決算）		0円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
栃木県	3%	5人	3%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	365千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	73千円
支給実績(令和5年度決算)	327千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	82千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みません。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	4 職員の手当の状況 (6) その他の手当参照	同じ		841千円	210千円
住居手当		同じ		196千円	196千円
通勤手他		同じ		438千円	117千円
管理職手当		同じ		652千円	652千円
宿日直手当		同じ		0千円	0千円
管理職員 特別勤務手当		同じ		0千円	0千円